



専門家によるQ&A：英国のグリーン国債

エマ・ウイテカー
ESGスペシャリスト



英国が初めて発行した「グリーン国債」は、投資家からの応募が1,000億ポンドを上回るなど記録的な需要を集めました。ESGスペシャリストのエマ・ウイテカーが、注目度の高い今回の発行について説明します。

2021年9月に英国は初めての「グリーン国債」を発行しました。この債券は、ここ最近欧州連合が発行したグリーン・ボンドと比較して何が異なるのでしょうか。

英国政府による今回の起債は、二つのポジティブな点で異なります。一つ目に、資金用途という点で、気候変動への取り組みにおいて重要な役割を果たす自然や生物多様性などの、より広範な環境問題を視野に入れるとされています。二つ目はインパクトに関するレポートにあり、「社会的な共通の利益」の認識と評価が盛り込まれている点を好感しています。この大規模な経済的シフトによる恩恵が公正に共有されることを確実にするために、取り残されてしまう可能性のある炭素集約型産業で働く人々に機会を与え、新たなスキルを育成するなどの、利益の認識と評価は重要であると考えています。

英国政府はグリーン国債の資金用途を明確に示していますか？

はい、政府は年初に、英国政府グリーンファイナンスフレームワークを発表し、その中で資金が充てられるプロジェクトの種類などを詳細に示しました。これらの適格とされるグリーン支出は6つのカテゴリーに分類され、国際連合（UN）

の持続可能な開発目標や、英国の分類を基準に決定されました。その他のグリーンな手段によって資金が調達される支出や、原子力発電、化石燃料のみを使用する自動車、大規模水力発電プロジェクト、その他の議論を呼ぶ活動はすべて除外されます。政府はカテゴリー別の支出計画の内訳については発表していません。

英国のグリーン国債に関してや、グリーンウォッシュ、リングフェンスに対する規制の欠如などこれまで懸念されてきた事項は解決したのでしょうか。

ある程度は解決したと思います。グリーンボンドは単なるPR活動であるとの見方や、より安価に資金が調達できる方法であるとの見方、また、いずれにせよ実現していた、あるいは実現すべきであったプロジェクトの見栄えを良くし、新たなグリーンプロジェクトとしてしているとの指摘があることも理解出来ます。しかし、全体的に見て、思慮深い投資やターゲットを絞った戦略が求められるなか、グリーン産業革命が必要不可欠であるということは、独立した資金調達プログラムの必要性を物語っているとみています。

グリーンボンドの発行によって、投資家が気候変動や生物多様性の減少、汚染、エネルギーの安全性など、人類が直面

する環境問題の懸念を解決するプロジェクトに、資金が直接届いているかを確認する仕組みが出来ました。しかし、このプログラムが確立し、強い需要が証明された今、英国債務管理庁は、納税者に掛かる銀行経費を抑えるために、シンジケート団ではなく、より一般的なオークション方式を通じて将来英国グリーン国債の発行を検討する可能性があるでしょう。

英国政府は、グリーン国債におけるグリーンウォッシュを防ぐ方法を提示していますか？

政府はこの問題を防ぐための方法を模索していると考えていますが、その有効性を判断するためには、最終的に政府の取り組みが実際にどのような効果をもたらすかを見守る必要があります。また、債券発行後に、独立した機関による外部検証や、外部の専門家指導を受けるためのステークホルダー・ディスカッション・フォーラムなどの、包括的なモニタリングと評価のプロセスが予定されています。このような追加要素こそが、ラベル付きの発行の真のメリットであり、資金用途やそのインパクトに関する透明性を高め、投資家の信任を得る役割を果たすことになると考えています。

ディスクレーム

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1029号
 一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下ようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることとなります。

ロング・オンリー戦略					オルタナティブ戦略		
(年率、税抜き)					(年率、税抜き)		
投資対象	投資適格債	エマージング債	レバレッジド・ファイナンス	転換社債	運用戦略	トータルリターン	絶対リターン
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%	運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
					成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いいただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク：有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク

為替変動リスク：外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク：市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク：投資対象国／地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではありませんのでご注意ください。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡ししますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

以上

